

答申第 795 号

情公第 2129 号  
令和 6 年 10 月 8 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成31年3月20日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件  
（その49）（諮問第836号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づく平成31年1月31日付け裁決を受け、同日付けで行った行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表の項番③及び④の「非公開情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、平成28年10月5日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、行政文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月20日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (4) 前回審査請求に対し、諮問実施機関（条例第17条に規定するものをいう。以下同じ。）は、平成29年8月4日付けで、神奈川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。
- (5) 上記(4)の諮問に対し、当審査会は、平成30年12月13日付けで、次のア及びイに掲げる内容の答申（以下「前回答申」という。）を行った。
  - ア 実施機関は、平成28年9月15日13時30分から17時15分までの間に開催された特定会議の会議資料（以下「特定会議資料」という。）を対象文書として特定した上で、改めて諾否の決定を行うべきである。
  - イ 実施機関は、原処分において非公開とした情報の一部を公開すべきである。
- (6) 前回答申を受けた諮問実施機関は、平成31年1月31日付けで裁決（以下「本件裁決」という。）を行い、本件裁決を受けた実施機関は、審査請

求人に対し、同日付けで、次のア及びイに掲げる内容の諾否決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 特定会議資料に含まれる情報の一部（以下「本件非公開情報」という。）が条例第5条第1号又は第4号に規定する非公開情報に該当することを理由とする一部公開決定（以下「決定①」という。）

イ 本件裁決により非公開処分を取り消された情報を公開するとともに、本件裁決において非公開処分を取り消されなかった情報を改めて非公開とする決定（以下「決定②」という。）

(7) 審査請求人は、平成31年2月14日付けで、上記(6)に掲げる処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(8) なお、過去に当審査会は、同一請求人に係る諮問案件（実施機関の担当は平塚保健福祉事務所秦野センター）において、本件非公開情報のうち、別表の項番③及び④の「非公開情報」欄に掲げる情報と同一又は同種の情報の非公開情報該当性について審議し、答申（平成30年11月22日付け答申第702号。以下「答申第702号」という。）を行っている。

### 3 審査請求人の主張要旨

#### (1) 行政文書の特定の妥当性について

ア 文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か、解釈上の不存在と判断することが違法である。

イ 実施機関は、前回答申により、文書の特定漏れが認定されており、実施機関の別の担当課は、平成31年1月30日付け弁明書においてさらに特定漏れを起こしたことを自白している。それらの経緯を鑑みても、さらに特定漏れを行っていることが否定できない。

ウ 原処分について審査会で審査済みであるとの弁明があるが、実施機関が答申を尊重した裁決をするか、裁決どおりの処分をするかどうかは、別の問題であり、実際に、答申とは異なる処分がなされることが生じている以上、審査済みであるということとはできない。

#### (2) 非公開情報該当性について

ア 別表の項番①の「非公開情報」欄に掲げる情報について

受講者といっても、医師会又は病院ごとに枠が与えられて各所属の医師会又は病院の職務として当該研修に参加している以上、当該受講者個人の活動ではなく、法人や任意団体としての活動として行っているといえることができる。そうすると、条例第5条第1号には該当せず、同条第2号該当性により開示・不開示を判断すべきであるが、かかる研修に参加したことが明らかになっても、法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、同条第2号にも該当しない。

イ 別表の項番②の「非公開情報」欄に掲げる情報について

連絡会議の構成員といっても、当該連絡会議ないし構成する法人ごとに枠が与えられて当該連絡会議ないし各所属の法人の職務として当該研修に参加している以上、当該受講者個人の活動ではなく、当該連絡会議や当該法人としての活動として行っているといえることができる。そうすると、条例第5条第1号には該当せず、同条第2号該当性により開示・不開示を判断すべきであるが、かかる会議に参加したことが明らかになっても、法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、同条第2号にも該当しない。

ウ 別表の項番③及び④の「非公開情報」欄に掲げる情報について

面接対応実績の数値については、一般に、このような相談・面接は同じ人が継続的に面接を受けたり新たな人が面接を受けたりするなどして少しずつ増えていき、一定期間を経過したところで打ち止めになるものである。本件においても、開示文書には、「面接対応実績（9/2現在）」及び「面接対応実績（9/8現在）」と記載があるとおり、あくまで9月2日及び8日時点での数字であることが明記されていることから、後日、最終的な数値を公表することに対して何らの支障も生じない。実施機関は、公文書管理や情報公開の精神を全く理解していない。

ほとんど面接が実施されていないものがあるのであれば、その担当者が高圧的に、または権威的に対応しているなどのことが考えられ、面接対象者の権利保護のためにも開示すべきである。

また、相談指導事業が空洞化するだとか、精神保健福祉に関する事務

に支障が生じるというのは飛躍にすぎるといふべきである。

したがって、条例第5条第4号には該当しない。

エ 別表の項番⑤及び⑥の「非公開情報」欄に掲げる情報について

貴審査会の答申例によれば、情報公開請求に対して開示したとしても、開示請求者にのみ開示するにとどまり、一般に公表することにならないとのことであるから、公表という表現は適しないといふべきである。票数と点数については、開示したとしても、採点の傾向や基準が実質的に明らかとなるとは程遠く、あくまで憶測の域を出ない。そして、これを開示しなかったとしても、関係者からの選考に関する要望はなされうるものであり、選考がある以上、関係者間で一定程度の摩擦とも言える現象が生じうることは不可避である。また、万一、採点の傾向や基準が実質的に明らかになるとしても、選考が不公平であった場合に選考の不公平が明らかになることはあっても、公平性に支障を来すことにはならない。むしろ情報開示によって得られた情報によって関係者が行政や公益性の強い民間団体等に要望等を出すことはそもそも情報公開法制の所期するところである。

また、開示請求時ではなく、処分時を基準に判断すべきものである。

したがって、条例第5条第4号には該当しない。

オ したがって、不開示部分は条例第5条各号に該当しないか、たとえ該当したとしても、同号ただし書全てに該当する。

(3) 条例第7条該当性について

ア 不開示部分は、いずれも、条例第7条に該当する。

イ 特定事件の重大性に鑑みて、ただし書の生命等保護規定や公益上の理由による裁量的開示規定は、まさに本件のような場合に発動すべきであって、言い換えれば、本件で発動しなければ如何なる場合にも同規定が発動されず、空文化することを懸念する。

(4) その他の主張

実施機関は、審査会の答申で開示の判断が出ている情報につき不開示と判断している。これは、条例第16条第1項の規定に違反するとともに、同条例及び行政不服審査法の全体の精神にも違反している。このような

措置を繰り返すことで審査請求人に現金書留の高額な出費を強いており、これは由々しき事態である。

#### 4 実施機関（担当：健康医療局平塚保健福祉事務所）の説明要旨

##### (1) 行政文書の探索の不十分性及び解釈上の行政文書不存在について

審査請求人は、文書の探索が不十分であることや、解釈上、行政文書に該当しないと判断したことが違法である旨主張しているが、次のとおり、かかる主張には理由がない。

ア 審査請求人は、原処分に係る審査請求においても、文書の探索が不十分であること等を主張しているが、この点については本件裁決において明らかのように既に審査済みである。

イ 当該審査の結果、本件請求の趣旨に照らして特定すべき文書は、本件裁決のとおり、原処分において特定した文書及び本件処分において改めて特定した文書のみであるところ、この点について変わるところはなく、また、これを覆すような新たな事情もないことに鑑みれば、本件処分における文書の特定に遺漏はない。

##### (2) 特定会議資料中の非公開情報（別表の項番①～⑥に掲げる情報）の非公開情報該当性について

###### ア 条例第5条第1号該当性について

###### (ア) 別表の項番①の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、県内医師会又は病院毎に記載された神奈川県地域災害医療コーディネート研修に参加した受講者の氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されており、条例第5条第1号に該当し、その性質及び内容に鑑みて、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

###### (イ) 別表の項番②の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議を構成する特定4法人の担当者の役職及び氏名という個人に関する情報であって、

特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されており、条例第5条第1号に該当し、その性質及び内容に鑑みて、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ 条例第5条第4号該当性について

(ア) 別表の項番③の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する複雑困難な相談指導事業に係るものであるが、その内容においては個人の内面に関する情報を取り扱うことから、プライバシー性が高いものであり、当該ケアもこれに含まれるところであるので、その内容に対する秘匿の希望は、特段強いものと認められる。本件対象文書について、こころのケア（面接）を実施した実績が記載されたものではあるが、こころのケア（相談）に関する情報の一部でも公開されることになると、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導事業を受けることを躊躇することとなる。また、相談指導事業が空洞化することで、結果として、①精神保健及び精神障害者福祉に関する総合技術センターであること、②地域精神保健福祉活動の拠点となる機関であることの機能低下を招き、精神保健及び精神障害者福祉に関する事務に支障が生じるおそれがあることを否定できないため、条例第5条第4号に該当することから、不開示とした。

また、面接対応実績は、公表前の未確定情報であって、正確性が担保されたものではなく、かかる情報を公開すると、後日、正確な数値を算出した上で行う正規の公表に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第5条第4号に該当する。

(イ) 別表の項番④の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、特定事件に係る職員のこころのケアとして実施した面接の実績値であるが、公表前の未確定情報であって、正確性が担保されたものではなく、かかる情報を公開すると、後日、正確な数値を算出した上で行う正規の公表に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第5条第4号に該当する。

(ウ) 別表の項番⑤及び項番⑥の「非公開情報」欄に掲げる情報

項番⑤は特定年度研究奨励表彰の予備選考集計結果に関する情報であり、項番⑥は特定年度神奈川県公衆衛生協会会長表彰の候補者に関する情報である。標記情報は、本件請求時にはいまだ選考結果が公表されているものではない選考過程にあるものであるところ、かかる情報を公開すると、選考に当たっての採点の傾向や基準が明らかになり、選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念されるなど、県が事務局を務める公衆衛生協会の受賞者選考事務の公平で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第5条第4号に該当する。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることに鑑みると、ここにいう「公益上特に必要があると認められるとき」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、人の生命・身体などの保護の必要性よりも、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性がある場合を意味すると解される。審査請求人は、本件処分において非公開とした情報が条例第7条に該当する旨主張するが、かかる情報の内容に鑑みれば、これらを公開したとしても、人の生命・身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、同条に基づき裁量的公開をしなかったことは適当である。

## 5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は、文書の探索が不十分であると主張するなど、実施機関による行政文書の特定の妥当性を争っている。これに対し実施機関は、本件



裁決において明らかなように、行政文書の特定については既に審査済みであり、これを覆す新たな事情もないため、文書の特定に遺漏はない旨主張している。そこで以下、本件処分における行政文書の特定の妥当性について検討する。

この点、当審査会は前回答申において、実施機関は特定会議資料を対象文書として特定した上、改めて諾否決定を行うべき旨の判断を示した。そして、その後の本件裁決の内容及び本件裁決を受けて実施機関が改めて行った諾否決定の内容を確認したところ、いずれにおいても当審査会による前回答申に沿った判断が行われていることが認められ、特定会議資料以外に請求内容に合致する文書の存在をうかがわせる新たな事情が認められない以上、行政文書の特定に遺漏はないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、本件処分における行政文書の特定は妥当である。

(2) 決定①における一部公開決定の妥当性について

ア 別表の項番①の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、「神奈川県地域災害医療コーディネート研修 受講状況」と題する文書に記載されている受講者の氏名と認められる。そして、標記情報が、条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報（略）」であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的な公開情報のいずれにも該当しないことは明らかであることから、実施機関が標記情報を同号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

イ 別表の項番②の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、「神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議 特定年度 構成員名簿」と題する文書に記載されている構成員のうち、特定4法人の担当者の役職名及び氏名であると認められる。標記情報は、条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報（略）」であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的な公開情

報のいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が標記情報を同号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

ウ 別表の項番③及び④の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定事件を受けて特定施設職員向けに実施された面接の対応実績人数（以下「面接対応実績人数」という。）であると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第702号において、「正式な記者発表における各種数値については、事実上、厳格な正確性が要求されており、かかる実情を踏まえると、未確定情報として提供された面接対応実績人数に誤りがあり、後日正式に行われる記者発表における数値と齟齬が生じた場合、正式な記者発表における数値の正確性が疑われ、結果、当該記者発表の信憑性自体を損なうおそれがあると言える。したがって、かかる情報は、公開することにより、後日予定されている記者発表事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。よって、かかる情報は条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。」としている。

しかし、本件処分時においては最終的な面接対応実績人数は記者発表されていたと思料され、仮に、標記情報が記者発表された最終的な面接対応実績人数と一致しないものであったとしても、答申第702号の対象となった処分の時点から2年以上が経過している本件処分時に至っては、標記情報が途中経過の数値にとどまるものであったことは明白となっている以上、標記情報を公開したとしても、最終的な記者発表数値の正確性に疑義を生じさせるような事態につながるとは想定し難い。

なお、実施機関は前記4(2)イ(ア)のとおり、標記情報を公開することで、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導事業に支障が生じるおそれがある旨の主張もしているが、標記情報は面接対応実績人数という数値情報にとどまるものであり、個別の相談内容や相談対応等が記載されたものではない以上、標記情報の公開が実施機関の上記事業に

支障を生じさせるとは認め難い。

よって、本件処分時点においては、標記情報を公開しても、条例第5条第4号柱書が規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとは認められないため、実施機関は標記情報を公開すべきである。

#### エ 別表の項番⑤及び⑥の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表の項番⑤に係る情報は、特定年度研究奨励表彰の予備選考集計結果に関する情報であり、表彰候補となった作品の演題名、演者の氏名、演者の所属名及び予備選考集計結果等が記載されていることが認められる。また、別表の項番⑥に係る情報は、特定年度神奈川県公衆衛生協会長表彰の推薦を受けた候補者の一覧であり、被表彰候補者の氏名、職業、年齢、生年月日、推薦事項、推薦団体等が記載されていることが認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、当審査会が実施機関に確認した結果によれば、本件処分時点においては既に最終的な表彰結果が公表されていたことが認められるものの、当該表彰が例年実施される事業であることを踏まえると、標記情報を公開することで、採点の傾向や基準が明らかとなり、関係者からの選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念されるとする実施機関の説明は不合理とはいえず、今後も継続する表彰事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることは否定できない。

よって、実施機関が標記情報を条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

#### (3) 裁量的公開について

審査請求人は、本件非公開情報について条例第7条の規定に基づく裁量的公開を求めているが、本件においては同条に規定する「公益上特に必要がある」場合と判断するに足りる事情は認め難いことから、実施機関が本件非公開情報の裁量的公開を実施しなかったことは妥当である。

#### (4) その他

審査請求人は決定②について、「処分庁は、貴審査会の答申で開示の判断が出ている情報につき不開示と判断している」と主張しているが、当審査会が確認したところ、実施機関は決定②において、原処分の非公開情報のうち、当審査会が前回答申で公開すべきとした情報は公開とし、同答申で非公開が妥当とした情報はそのまま非公開とする一部公開決定を行っていることから、実施機関は当審査会の同答申に沿った決定を行っているものと認められるため、審査請求人の主張は事実誤認に基づくものと認められる。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項番	資料名称	非公開情報	条例適用事項
①	「地域災害医療対策会議について」の「神奈川県地域災害医療コーディネート研修受講状況」	受講者に関する情報	第5条第1号本文
②	「神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議 特定年度構成員名簿」	構成員に関する情報	第5条第1号本文
③	「特定施設への支援について」	「Ⅲ. 面接対応実績(9/2 現在)」中の非公開情報	第5条第4号柱書
④	「特定事件に係る職員のこころのケア対応概要」	「4 面接対応実績(9/8 現在)」中の非公開情報	第5条第4号柱書
⑤	「神奈川県公衆衛生協会特定年度第2回企画・学術部会」の「特定年度研究奨励表彰予備選考集計結果」	予備選考集計結果に関する情報	第5条第4号柱書
⑥	「神奈川県公衆衛生協会特定年度第2回企画・学術部会」の「特定年度神奈川県公衆衛生協会長表彰被表彰者推薦一覧」	表彰の推薦を受けた候補者に関する情報	第5条第4号柱書

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 31 年 3 月 22 日 (収受)	○ 諮問
令和 6 年 7 月 30 日 (第 246 回部会)	○ 審議
令和 6 年 8 月 23 日 (第 247 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和6年10月8日現在) (五十音順)